

様式第6号（第17条）

会議録

会議の名称		2025年第9回 春日部市農業委員会総会					
開催日時		令和7年9月25日(木)		開会	午前10時00分		
開催場所		春日部市役所本庁舎2階 201～203会議室					
議長氏名		会長 市川 大倫					
		(出席人数：19人)					
出席者	農業委員	1	川鍋 浩之	10	岡田 實		
		2	飯島 優子	11	新井 久義		
		3	齋藤 昭雄	12	加藤 富夫		
		4	山崎 勇喜	13	池上 茂		
		5	中山 雅博	14	森本 恒平		
		6	岡本 勉	15	森住 武雄		
		7	石山 法男	16	萩原 勝		
		8	石川 勝也	17	伊藤 弘子		
		9	水口 健二	18	石塚 郁志		
	(欠席人数：なし)						
		(出席人数：4人)					
事務局		農業委員会事務局次長 溝口 通明		農地振興担当主幹 三浦 邦明			
		農地振興担当主査 西 真輝		農地振興担当主任 金子 昌行			
		(出席人数：2人)					
議事参与		農業振興課長 浜村 三博		開発調整課長 松本 正彦			
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		日程1 農地法第4条(知事)：公開 日程2 農地法第5条(知事)：公開 日程3 租税特別措置法適格者証明：公開 日程4 農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について：公開					

	日程5 農地利用最適化推進委員の辞任について：公開								
一部公開・非公開の場合はその理由	<input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：								
配 布 資 料	次第、総会資料								
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録								
会議録署名の指定	<table border="1"> <thead> <tr> <th>議席番号</th> <th>委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 1</td> <td>新井 久義</td> </tr> <tr> <td>1 2</td> <td>加藤 富夫</td> </tr> <tr> <td>1 3</td> <td>池上 茂</td> </tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	1 1	新井 久義	1 2	加藤 富夫	1 3	池上 茂
議席番号	委員氏名								
1 1	新井 久義								
1 2	加藤 富夫								
1 3	池上 茂								

発言者	発言内容・決定事項
議長	<p>ただ今から2025年第9回総会を開会いたします。</p> <p>在任委員19名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。</p> <p>また、本日は議事参与者としまして、市長部局より環境経済部農業振興課、浜村三博課長、都市整備部開発調整課、松本正彦課長が出席しております。</p>
議長	次に、運営委員会について伊藤委員長より報告がございます。
委員長	<p>本日午前9時00分から運営委員会を開催いたしました。</p> <p>会議の内容ですが、議題として</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について (2) 農地利用最適化推進委員の辞任について (3) 第50回農業祭への参加について (4) 農業委員会視察研修について <p>の4項目についての協議と、その他、意見交換を行いました。</p>
議長	<p>本日の議題ですが、農地法第3条（委員会）申請番号34番、35番及び農地法第4条（知事）申請番号12番につきましては、9月17日水曜日にそれぞれ取下書の提出がありましたので、欠番となります。</p> <p>よって、本日の議題は</p> <ul style="list-style-type: none"> 日程1 議案第1号「農地法第4条（知事）」1議案1件 日程2 議案第2号「農地法第5条（知事）」1議案7件 日程3 議案第3号「租税特別措置法適格者証明」1議案2件 日程4 議案第4号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」1議案1件 日程5 議案第5号「農地利用最適化推進委員の辞任について」1議案1件 <p>合計5議案となります。</p>
議長	次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号11番新井久義委員、12番加藤富夫委員、13番池上茂委員を指名いたします。
議長	議事に入る前に申し上げます。会議規則第25条の規定に基づき、発言の際は、挙手のうえ、指名されてから、起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。次に事前審査の日程及び事前審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとお

	りです。
議長	それでは、議事にはいります。日程1議案第1号「農地法第4条（知事）」を議題といたします。申請番号13番について事務局より説明を求めます。
事務局	<p>議案書1頁をご覧ください。議案第1号「農地法第4条（知事）」について許可申請が1件ありましたので、審議を求めます。</p> <p>申請番号13番、詳細は議案書のとおり。申請理由は駐車場の設置です。隣接するリサイクルショップから今まで使用していた従業員及びパート職員の駐車場が手狭になったため、所有農地を駐車場として貸してほしい、と依頼があったことから、貸駐車場として使用するため、転用申請したものです。駐車場には営業車9台、トラック5台を駐車する計画で、今まで使用していた駐車場は従業員用及びお客様用駐車場として引き続き使用することです。案内図は1頁、詳細図は2頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外は令和7年8月21日付けで公告済です。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障無い旨の意見書が添付されております。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は砂利敷きのため敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。</p>
議長	おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。
	(なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。次に、申請番号13番について担当地区の濱野國雄推進委員より意見を求めます。
推進委員	第1地区推進委員の濱野國雄です。申請番号13番について報告します。令和7年9月9日、石塚農業委員、齋藤農業委員及び私の3人で申請地の現地調査等をしたところ問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号11番新井久義委員より申請番号13番の事前審査の報告を求めます。

委員	議席番号11番新井久義です。申請番号13番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けました。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請者は市外に居住しておりますが、事務局によれば今回の申請地以外に農地は保有していない、とのことです。以上のことから、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手を願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。申請番号13番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、とすることに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第1号「農地法第4条（知事）」申請番号13番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、と意見を付して、県知事に送付いたします。
議長	次に、日程2議案第2号「農地法第5条（知事）」を議題といたします。申請番号43番から49番について事務局より説明を求めます。
事務局	議案書2頁をご覧ください。議案第2号「農地法第5条（知事）」について許可申請が7件ありましたので、審議を求めます。 はじめに、議案書2頁から3頁、申請番号43番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は、農地改良工事で、申請地は道路面より低く、水はけが悪いため、盛り土を行い、畑とする計画とのことです。工事内容は現在の表土の上に耕作土を入れる客土Aの方法で行うことです。案内図は3頁、詳細図は4頁、5頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。農地改良後はナス、キュウリ、サツマイモを作付ける計画です。工事期間は許可日から7か月間です。農用地でないことは確認済です。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書3頁、申請番号44番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。この案件は2025年第5回総会、議案第3号「農地法第5条（知事）」申請番号22番で、譲受人を議案書にある1名として審議いただき「許可相当」と意見を付して県に送付した案件です。その後、令和7年6月27日付で許可となったものの、前回の譲受人を含めた3名で再度申請を行いたい、と申出があり、令和7年8月28日付けで許可の取消があり、今回の再申請に至った案件です。転用計画は、都市計画道路整備のための収用に伴う自己用住宅の建築です。案内図は7頁、詳細図は8頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地ではないことを確認済です。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は西側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に排水する計画で、該当する土地改良区発行の事前協議書及び地域農家代表の同意書が添付されています。資金計画については金融機関からの融資で、金融機関発行の融資事前審査結果が添付がされています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号45番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請者は医療法人で、転用計画は駐車場の増設です。現在、申請地の隣地に72台分の駐車場を借用し、使用していますが、患者数が増加し、公道に駐車されることもあるとのことから、駐車場20台分を増設する計画です。案内図は9頁、詳細図は10頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地ではないことは確認済です。農地からの転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は集水枡で集水後、水路に放流する計画です。資金計画については融資者からの融資で、融資者の融資証明書と金融機関発行の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号46番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請者は旅客運送業を営んでおり、転用計画は駐車場の新設です。現在、岩槻区に駐車場20台分を借用し、介護タクシーや福祉車両を置いていましたが、返却することとなったため、新たに車両21台分の駐車場を新設する計画です。案内図は11頁、詳細図は12頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地ではないことは確認済です。農地からの転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。被害防除措置としてコンクリート板を設置します。雨水は砂利敷きのため、敷地内浸透処理

です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書4頁、申請番号47番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請法人は造園業を営んでおり、転用計画は資材置場の設置です。経営が順調に推移する中、トラックやショベルカー等の車両9台及び客土や碎石の置場、それにお客様駐車場を整備する必要が生じたため、転用申請したものです。案内図は13頁、詳細図は14頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済です。該当する土地改良区はありません。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックが設置されています。雨水は砂利敷きのため、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書4頁から5頁、申請番号48番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は農地改良工事で、申請地は地盤が悪いため、農地改良を行い、畑として麦を作付ける計画とのことです。工事内容は現在の表土を耕作土として使用するため、建設根伐発生土を搬入したあと、表土を埋め戻す客土Cの方法で行うことです。案内図は15頁、詳細図は16頁から20頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。農地改良後は麦を作付ける計画です。工事期間は許可日から9か月間です。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は農振農用地です。また、申請面積が30アール以上そのため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構、一般社団法人埼玉県農業会議に意見を求めます。

次に、議案書5頁、申請番号49番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は廃棄物等の処理業を営んでおり、転用計画は駐車場の設置です。現在、申請地近隣に駐車場を賃借し、トラック等社有車8台を置いていますが、業務量の増加に伴い業務用、通勤用車両の駐車場に不足が生じたため、転用申請したものです。新設する駐車場には8トントラック等8台を置き、今までの駐車場は引き続き使用する、とのことです。案内図は21頁、詳細図は22頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済です。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は碎石空隙貯留槽に集水後、敷地内に浸透処理します。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、

	申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。
議長	次に、申請番号43番について、担当地区の岩本利夫推進委員より意見を求めます。
推進委員	第2地区推進委員岩本利夫です。申請番号43番について報告いたします。令和7年9月10日に市川農業委員会会長、石川農業委員、関根推進委員、及び私の4名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施しました。その結果、申請地の一部及び保有農地の一部にはいずれも砂利が敷かれ、車止めがあるなど、駐車場として利用された跡があることが確認しました。以上のことから問題あり、と意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、申請番号48番について、担当地区の上原剛雄推進委員より意見を求めます。
推進委員	第4地区推進委員の上原剛雄です。申請番号48番について報告いたします。令和7年9月12日に、伊藤職務代理、岡本農業委員、石山農業委員、森住農業委員、金子推進委員、横井推進委員、齋藤推進委員及び私の8名で申請地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されておりました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号11番 新井久義委員より申請番号43番から45番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号11番新井久義です。はじめに申請番号43番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地の一部及び保有農地の一部には砂利が敷かれ、車止めがあるなど、駐車場として利用された跡があり、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されておらず、問題あり、と報告を受けました。事前審査における現地調査を実施したところ、担当地区推進委員の報告のとおり申請地の一部及び保有農地の一部に砂利が敷かれ、駐車場として利用された跡があり不適切な状況であることを確認しました。事務局が代理人に確認を取ったところ「9月22日月曜日までに農地に復する」との返事がありました。その後、22日月曜日に代理人から「今日、農地に復すことになっている」との報告を受けたことから、事務局が現地を確認したところ、砂利が敷かれていた場所は土でおおわれているものの、測量ポールを刺したと

ころ3センチ程度しか入らず、その先は硬く、耕作できる状態とは言えないものでした。このように、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていないことから、事前審査委員4人の合議により不許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号44番、45番について一括して報告します。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。

議長 次に、議席番号14番森本恒平委員より申請番号46番から48番の事前審査の報告を求めます。

委員 議席番号14番森本恒平です。はじめに、申請番号46番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請については事務局説明のとおり問題は無いのですが、申請地は夢の森県営公園の都市計画決定された地内であり、県と地権者の間で買収の合意が得られていない農地です。事務局が春日部市の公園緑地課を通じて、県公園スタジアム課に買収見込みを確認したところ、明確な回答はえられず、農地の転用についても「やむを得ない」との返事を受けています。また、事務局が事前に春日部農林振興センターに確認したところ「転用申請は受領せざるを得ない。内容を精査し県公園スタジアム課と協議する」との報告を受けております。このような埼玉県の対応ですが、大勢の地権者が自身の農地を手放し、公園整備に協力した経緯を考えると、未買収地を安易に転用することは、農地法上の問題は無くとも、道義上の問題があると言わざるを得ません。このようなことから、事前審査委員4人の合議により、農業委員会は、転用にかかる要件のみを審査し、今後の判断においては、「埼玉県で慎重に審議いただくことを要望する」という意見を付し許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号47番について事前審査の報告をします。申請地の現地調査を実施したところ、土地利用計画図上で農業用通路として整備される場所が来客用駐車場として使用されており、不適切な状態であることを確認しました。このようなことから、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていなかったため、事前審査委員4人の合議により不許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号48番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受

	けました。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。
議長	次に、議席番号15番森住武雄委員より申請番号49番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号15番森住武雄です。申請番号49番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
	(質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりいたします。申請番号43番及び47番について事前審査委員より不許可相当、と報告がありました。次に、申請番号46番について「許可相当とし、ただし要望を付す必要がある」と報告がありました。よって、はじめに申請番号43番及び47番、次に申請番号46番、次に申請番号44番、45番、48番、49番を別々に審議することに異議ございませんか。
	(なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号43番及び47番を事前審査委員の報告のとおり不許可相当、とすることに賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第2号「農地法第5条（知事）」申請番号43番及び47番を事前審査委員の報告のとおり不許可相当、と意見を付して県知事に送付いたします。
議長	次に、申請番号46番を「許可相当とし、ただし事前審査委員の報告のとおり、要望を付する」ことに賛成の委員の起立を求めます。

	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第2号「農地法第5条（知事）」申請番号46番を事前審査委員の報告のとおり「許可相当とし、ただし要望を付して」県知事に送付いたします。
議長	次に、申請番号44番、45番、48番、49番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、とすることに賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第2号「農地法第5条（知事）」申請番号44番、45番、48番、49番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、と意見を付して県知事に送付いたします。また、申請番号48番については農地法第5条第3項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人 埼玉県農業会議」の意見を付した上で県知事に送付いたします。
議長	次に、日程3、議案第3号「租税特別措置法適格者証明」を議題といたします。申請番号21番、22番について事務局より説明を求めます。
事務局	<p>議案書6頁をご覧ください。議案第3号「租税特別措置法適格者証明」について申請が2件ありましたので審議を求める。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は3年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に利用されていることを証明するものです。</p> <p>はじめに、議案書6頁、申請番号21番、詳細は議案書のとおり。案内図は23頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は180日です。</p> <p>次に、申請番号22番、詳細は議案書のとおり。案内図は24頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は250日です。</p>
議長	この際、暫時休憩いたします。

	(休憩)
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。
議長	次に、申請番号 21 番について担当地区の濱野國雄推進委員より意見を求めます。
推進委員	第 1 地区推進委員の濱野國雄です。申請番号 21 番について報告します。令和 7 年 9 月 9 日、石塚農業委員、齋藤農業委員及び私の 3 人で申請地の現地調査等をしたところ問題は無く、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。
議長	次に、申請番号 22 番について担当地区の朝倉廣司推進委員より意見を求めます。
推進委員	第 1 地区推進委員の朝倉廣司です。申請番号 22 番について報告いたします。令和 7 年 9 月 9 日に山崎農業委員、飯島農業委員、中村推進委員及び私の 4 名で申請地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号 15 番森住武雄委員より申請番号 21 番、22 番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号 15 番森住武雄です。申請番号 21 番、22 番について、一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当推進委員に意見を求めたところ、問題なく、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員 4 人の合議により証明する、とすることと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
	(質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号 21 番、

	22番を、事前審査委員の報告のとおり証明することに、賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第3号「租税特別措置法適格者証明」申請番号21番、22番を、事前審査委員の報告のとおり証明することと決定しました。
議長	次に、日程4、議案第4号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書7頁をご覧ください。議案第4号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」ご説明いたします。春日部市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画の案について意見を求められたので、審議を求めるものです。8月25日に農業委員に説明し、9月8日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって議案書8頁のとおり春日部市長あて回答してよいか、ご審議お願ひいたします。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
	(質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第4号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第4号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を原案のとおり決定し、春日部市長に報告いたします。
議長	次に、日程5、議案第5号「農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書の11頁をご覧ください。議案第5号「農地利用最適化推進委員の辞任について」審議を求めます。次の者が春日部市農地利用最適化推進委員を辞任することについて、農業委員会等に関する法律第23条の規定により

	春日都市農業委員会の同意を求めるものです。辞任願いのあった農地利用最適化推進委員は議案書のとおりです。理由は令和7年9月4日付で、本人から辞任願いが提出されたことによるものです。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
	(質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第5号「農地利用最適化推進委員の辞任について」同意することに賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第5号「農地利用最適化推進委員の辞任について」同意することに決しました。
議長	次に 日程6 報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」 日程7 報告第2号「農地法第4条（届出）」 日程8 報告第3号「農地法第5条（届出）」 日程9 報告第4号「農地法第18条（通知）」 日程10 報告第5号「違反転用事案報告について」 につきましては、議案書の13頁から25頁にお示しのとおりです。
議長	次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。
議長	次に、その他でございますが、何かありますか。
議長	次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。
議長	本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。以上をもちまして、2025年第9回総会を閉会いたします。
	閉会（午前11時01分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 7 年 月 日

署名者の職・氏名

議長 会長

農業委員 11番

農業委員 12番

農業委員 13番